原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

原告は、請求の趣旨として、昭和三十年二月二十七日に行われた最高裁判所裁判 官国民審査は無効である、訴訟費用は被告の負担とするという趣旨の判決を求める と申立て、請求の原因その他別紙一のとおり述べた。

被告は、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める 旨申立て、請求の原因に対する答弁、抗弁を別紙二のとおり述べた。 証拠として、当事者双方は別紙三記載のとおり、提出認否援用をした。

原告主張の無効の理由(請求の原因六の1ないし5)に関する当裁判所の見解は つぎのとおりである。

1について、

〈要旨第一〉審法第七九条第二項に定められる最高裁判所裁判官国民審査は一種の 解職投票制度であつて、裁判官任命の</要旨第一>適否を審査決定する制度ではな い。これは当裁判所が昭和二十四年(行ナ)第三号原告A、被告最高裁判所裁判官 国民審査管理委員会委員長間の最高裁判所裁判官国民審査の効力に関する異議事件 について、昭和二十四年十二月五日言渡した判決(高等裁判所判例集第 三二五ページ以下)および昭和二十七年第三二号三四、三五、三六号第三八ないし 四一号原告B七名被告中央選挙管理委員会委員長間の最高裁判所裁判官国民審査の 巻第二号一二二ページ以下)。いま、本件について、この見解を変更すべきものと は考えない。

したがつて、最高裁判所裁判官国民審査法が解職投票制度を規定していること は、憲法第七九条第二項に適合するものであり、この法律によつて行われた本件国 民審査は憲法違反の法律によつて行われたものであるから、無効であるとする原告 の主張は採用することはできない。

2について、

本件国民審査施行にあたつて、その投票所は審査法第一三条の定めに従つて設備 された結果、衆議院議員選挙の投票所と審査の投票所との出入口を一つにし、その 入口に棄権を望む者は投票用紙を受取らなくてよい旨の貼紙をしたこと、投票用紙 の持ち帰りを禁じていたことは、当事者間争のないところである。

があるような設備の投票所で出頭した審査権者に対して、係員が審査の投票用紙を さし出したとしても、ことに、衆議院議員選挙の投票用紙とともにさし出したとし ても、審査権者は審査の投票用紙を受取らないことは不能ではなく、前記のような 貼紙による注意をしてある以上、投票用紙を受け取ることを強制したとは認めがた い。また一度受け取つた投票用紙の持ち帰りを禁じられたからといつて、どうして も投票しなければならないわけはなく、投票用紙を投票所内において立ち去ること はできるのである。

本件審査において、 前記のような設備のもとに選挙の投票用紙とともに係員から さし出された審査の投票用紙を受け取つて投票をした審査人があつたとしても、そ の者に対し投票が強制されたのだとはいい得ない。また、前記のような貼紙がある にはあつたが、それとはべつに、審査人の意に反して投票用紙を受け取らせ、その 意に反して投票させたという事実はこれを認めるに十分な証拠がない。 民審査に付される裁判官が二人以上である場合に、裁判官の氏名を一枚の用紙に連 記する様式の投票用紙(国民審査法第一四条第一項)を用うると、そのうちのある 裁判官については棄権したい他の裁判官については罷免を可とする投票をしたいと 思う審査人は、罷免を可とすると信ずる裁判官について×を記入して投票するには、棄権したいと思う方の裁判官について、×印を記さない投票を、いやでも、しなければならず、棄権したいと思う裁判官について棄権するには、他の裁判官につ いての罷免を可とする投票をすることを断念しなければならないという関係に立つ こと必然である。これは結果において審査人に対して投票を、あるいは棄権を強制 することになる。かような結果を生ぜしめるかぎりにおいて国民審査法は問題であ るけれども、本件国民審査の対象たる裁判官は一人であるから、この点についての 論議はさしひかえる。) 選挙の投票所と審査の投票所とが、その出入口を同一にしているため、選挙の投票所へはいる者は同時に審査の投票所へはいらなければ出ることができないことが、憲法に保障される身体の自由を害するものでないことは明かである。本件国民審査が憲法第一三条に反して行われたとの原告の主張は採用することができない。

3、4について、〈要旨第二〉国民審査は解職投票の性質を有するものであること「1について」において説明したとおりである。したが〈/要旨第二〉つて国民審査における問題はと、を可とするとの投票が多数をしめるかどうかである。罷免を可とするとの投票が多数をしめるかどうかである。罷免を可とするとの投票である。の比較においた。これである。との対票との比較においるとの対票との比較においるとの対票との比較においる。との対点ともは、であるとの対点との対点との対点との対点との対点をである。とれるとの対点を可とないがである。という対点をである。というはないの意味を有するとのがである。というは、国民審査の意味を有するとのに、国民審査のである。ただないる。の旨を示すには、国民審査のである。ただないる。の旨を示すに表現をにて、は、国民審査のである。といる。といるのでおるとととしたのは、国民審査の憲法上の性質に合致するものである。とととしたのは、国民審査の憲法上の性質に合致するものである。

したがつて、また、罷免を可とする投票以外の投票のすべてを罷免を可としない投票として、罷免を可とする投票と対比して多数少数を決することは、罷免を可とない投票をもつて、罷免に反対するとか、その裁判官を信任するとか、またはその任命を是認するとかいう意思とか意見の表現であるとしてとりあつかう意味にはならない。憲法によつて保障される思想及び良心の自由表現の自由(憲法第一九条第二一条)をうばうことにはならない。原告の主張は、国民審査の制度を裁判官の任命の適否を問題とするものとし、したがつて罷免投票か信任投票かをさせるものだとの見地に立つて、国民審査法にいわゆる罷免を可としない投票を信任投票と解することから出て来る違憲論であつて採用に価しない。5について

しかし、投票所の設備において、特に審査の投票のみのために記入台を設け、× を記載しようとする者は記入台を用うるも、×の記入をしないで投票箱へ入れようとする者は、記入台には関係なく、ただもに投票箱へ入れることができる状況である場合には、記入台へ立ちよつた審査人は×を記入したもの、記入台へ立ち寄らないものは、×の記入をしないものと推測されることは、免れ得ないところである。審査人が記入台のところへ行くには行つたが、考えなおして、なにも記入しないで投票するということも絶対にないとは断言し得ないけれども、かような場合には、× の記載をしないのに記載をしたと反対の推測をされるのであろう。

投票の秘密は、投票者が完全に自由な意思決定にしたがつて、投票をすることのできるために絶対に必要なことであるとして、憲法において、これを侵し得ないものとするほどのものである、したがつて、投票所においてもそれは完全に保護せら

るべきものであつて、投票の内容についていちおうの推測を、それが、かりに真実と反対の推測であろうとも、受けることも免れない状況において投票をさせることは、投票の秘密保護に欠けるものであり、かような場合の投票者は投票の秘密を侵 されていると認めるのが相当である。「投票記載所に立ち寄つた審査人であつても なんら記載をしないことも自由であるし、記載所に立ち寄らずして直接投票箱にい つて投票したかつこうの査人であつても、ひそかに記号を記載するようなことは、 あながち不可能ではない」(被告所論、前記昭和二十九年十一月九日当裁判所判決理由所論)といい得ないではない。審査人が秘密保持のために、かような、とくべ つの創意くふうに努力することを要求するは相当でないのみならず、かかる努力を した場合にも、その効なかつた場合にはやはり投票の内容に対する推測を受けることを免れないこと〈要旨第四〉もあろう。投票所の設備は、投票者が、その設備にし たがつてすなおに行動する場合に投票の内容が他人か〈/要旨第四〉ら、いちおうの推 測も受けないようにされなければならない。もしこれと反対に、投票者がすなおに 行動した場合に投票の内容について推測を受けることを免れないような設備のもとに投票させるならば、投票の秘密は完全に保護されているとは認めがたい。 原告本人尋問における原告の供述によると本件国民審査においては、東京都世田

谷区のC小学校に設けられた投票所の設備は、審査人が投票を投票箱へ入れる前に 記入台へ立ち寄つたかどうかが、投票所内にいる他人から見分られ、それによつ 審査人が、投票に×を記載したかしなかつたかを推測し得る状況であつたこと が認められる。本件国民審査は、憲法国民審査法に違反するところあるものという べきである。しかし本件にあらわれたすべての証拠によつても、右C小学校のほかには、これと同様に投票の秘密の保たれない状況において投票が行われた投票所の あつたことを確認することはできず前記C小学校投票所における法律違反だけで、 本件国民審査の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは、とうてい認められないの で、これによつて本件国民審査を無効とすることはできない。原告のこの点の主張 も結局採用することができない。

以上のようなわけで、本件国民審査を無効とする原告の主張は、すべて理由がな いので、原告の請求はこれを棄却するのほかなく、訴訟費用は敗訴の当事者たる原 告の負担とすべきものである。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 藤江忠二郎 判事 渡辺葆 判事 薄根正男)

(別 紙 一)

<記載内容は末尾 1 添付>

(別 紙 二)

<記載内容は末尾2添付>

(別 紙 三)

<記載内容は末尾3添付>